

部活動地域移行（地域展開）における Q&A （※令和8年6月現在）

《「審判講習会」や「〇〇教室」への参加について》

Q25.各競技で行われる「審判講習会」や「〇〇教室」に部活動として参加することは可能か？

A 「大会」には部活動として参加可としています（Q&A4 令和7年5月）が、「審判講習会」や「〇〇教室」は「大会」ではありませんので、「地域クラブ」として参加してください。

《合同チームとして大会に参加する場合の合同練習について》

Q26.単独では人数が足りずに合同チーム（中体連の複数校合同部活動規定を適用）として大会に参加する場合、休日しか合同練習ができないが、部活動として活動することは可能か？

A 合同チームで参加する場合も、休日の活動は部活動としてではなく、地域クラブとして活動してください。ただし、合同チームとして新たに地域クラブを設立する必要はありません。それぞれが活動を行っている地域クラブの練習を合同で行うことで、休日の合同練習が可能となると考えます。

《地域クラブにおける生徒の活動制限について》

Q27.「地域クラブ」においては、部活動を引退した3年生については「地域クラブ」の活動も引退（活動できない）となるのか？

A 地域クラブは、「部活動の受け皿」として設立・登録していただいたものもあり、学校とも連携・協力を図りながら運営されているものですが、あくまでも学校の部活動とは別の団体となります。したがって、地域クラブへの所属・参加については、地域クラブ（運営主体・代表者等）と生徒・保護者の同意のもとで行うものであり、参加の可否や参加の有無については各地域クラブ・各家庭の判断となります。なお、人数や練習場所の都合等で、地域クラブ側（運営主体・代表者等）が参加制限を設けることも考えられます。

《長期休業中の活動について》

Q28.長期休業中の活動は「部活動」となるか、「地域クラブ」での活動となるのか？

A 長期休業中の活動についても、学期中の実施と同様に、平日（月～金曜日）は部活動として実施は可能、土曜日及び日曜日（祝日も含む）は部活動の実施はありません。（大会参加は除く）また、平日の地域クラブの実施も可能ですが、基本方針に示すとおり、活動時間・休養日の設定について、部活動と連携を図りながら適切に設定してください。